



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月25日火曜日 第1949号

◇ 目次 ◇ 規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 247

告 示

医療機関の指定..... 249

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... 249

介護機関(居宅介護支援事業者)の指定..... 249

介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定..... 250

介護機関(介護予防事業者)の指定..... 250

介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定..... 250

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... 251

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更..... 251

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... 251

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... 252

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... 252

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... 252

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... 252

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... 252

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... 253

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... 253

指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の廃止の届出..... 253

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... 253

指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出..... 254

指定居宅サービス事業者の指定..... 254

指定居宅介護支援事業者の指定..... 254

指定介護予防サービス事業者の指定..... 255

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 255

指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更..... 255

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 255

指定介護予防サービスを行う事業所の所在地の変更..... 256

指定居宅サービス事業の廃止..... 256

指定居宅介護支援事業の廃止..... 256

指定介護予防サービス事業の廃止..... 257

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)..... 257

土地改良事業の計画の変更の認可..... 258

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件)..... 258

愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... 259

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正..... 259

浸水想定区域の指定..... 260

東予港湾計画の変更の概要..... 260

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 260

道路の供用開始(県道寺尾重信線)..... 263

道路の区域変更(県道飯岡玉津線)..... 263

道路の供用開始(")..... 263

道路の区域変更(県道新居浜東港線)..... 263

道路の供用開始(")..... 264

道路の区域変更(一般国道319号)..... 264

道路の供用開始(")..... 264

道路の区域変更(県道蕪崎土居線)..... 264

道路の供用開始(")..... 265

道路の区域変更(一般国道319号)..... 265

道路の供用開始(")..... 265

道路の供用開始(県道六軒家石手線)..... 265

道路の区域変更(一般国道379号)..... 266

道路の供用開始(")..... 266

道路の区域決定(県道中山砥部線)..... 266

道路の供用開始(")..... 266

道路の区域変更(一般国道494号外)..... 267

道路の供用開始(一般国道494号)..... 267

道路の供用開始(一般国道440号)..... 267

道路の区域変更(県道美川松山線)..... 267

道路の供用開始(")..... 268

道路の供用開始(県道柳谷美川線)..... 268

道路の供用開始(県道野村柳谷線)..... 268

道路の供用開始(県道八幡浜保内線)..... 268

道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線)..... 269

道路の供用開始(")..... 269

道路の区域変更(県道信里伊予平野停車場線)..... 269

道路の区域変更(県道鳥坂宇和線)..... 269

道路の供用開始(")..... 270

道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... 270

道路の供用開始(")..... 270

道路の区域変更(県道挾間上松葉線)..... 270

道路の供用開始(")..... 271

道路の区域変更(県道野村柳谷線)..... 271

道路の供用開始(")..... 271

道路の供用開始(一般国道379号)..... 271

道路の区域変更(一般国道441号)..... 271

道路の供用開始(")..... 272

道路の位置の指定..... 272

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正(2件)..... 272

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 273

包括外部監査結果に基づく措置の公表..... 273

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨..... 274

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... 274

規 則

○愛媛県規則第9号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p>（特定開発行為の変更の許可の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 特定開発行為変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を当該特定開発行為変更許可申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>省令第8条第2項</u>の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) <u>省令第8条第5項</u>の構造計算書</p> <p>(3) <u>省令第10条第1項</u>の開発区域位置図及び開発区域区域図</p> <p>様式第3号（第4条関係） 特定開発行為変更許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">特定開発行為変更許可申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">愛媛県知事 様</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">申請者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">許 可 年 月 日 及 び 番 号</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td colspan="2" style="width: 70%;">愛媛県指令 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 の 内 容</td> <td style="text-align: center;">区分 内容</td> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定予定建築物 の用途</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定予定建築物 の敷地の位置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策工事の概要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">変 更 の 理 由</td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）<u>第8条第2項</u>の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) <u>省令第8条第5項</u>の構造計算書</p> <p>(3) <u>省令第10条第1項</u>の開発区域位置図及び開発区域区域図</p>	特定開発行為変更許可申請書				年 月 日				愛媛県知事 様				住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				申請者				氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印				許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	愛媛県指令 第 号		変 更 の 内 容	区分 内容	変更前	変更後	特定予定建築物 の用途			特定予定建築物 の敷地の位置			対策工事の概要			対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要			変 更 の 理 由				<p>（特定開発行為の変更の許可の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 特定開発行為変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を当該特定開発行為変更許可申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>省令第7条第2項</u>の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) <u>省令第7条第5項</u>の構造計算書</p> <p>(3) <u>省令第9条第1項</u>の開発区域位置図及び開発区域区域図</p> <p>様式第3号（第4条関係） 特定開発行為変更許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">特定開発行為変更許可申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">愛媛県知事 様</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">申請者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">許 可 年 月 日 及 び 番 号</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td colspan="2" style="width: 70%;">愛媛県指令 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 の 内 容</td> <td style="text-align: center;">区分 内容</td> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定予定建築物 の用途</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定予定建築物 の敷地の位置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策工事の概要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">変 更 の 理 由</td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）<u>第7条第2項</u>の計画説明書及び計画図</p> <p>(2) <u>省令第7条第5項</u>の構造計算書</p> <p>(3) <u>省令第9条第1項</u>の開発区域位置図及び開発区域区域図</p>	特定開発行為変更許可申請書				年 月 日				愛媛県知事 様				住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				申請者				氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印				許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	愛媛県指令 第 号		変 更 の 内 容	区分 内容	変更前	変更後	特定予定建築物 の用途			特定予定建築物 の敷地の位置			対策工事の概要			対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要			変 更 の 理 由			
特定開発行為変更許可申請書																																																																																																	
年 月 日																																																																																																	
愛媛県知事 様																																																																																																	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）																																																																																																	
申請者																																																																																																	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印																																																																																																	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	愛媛県指令 第 号																																																																																															
変 更 の 内 容	区分 内容	変更前	変更後																																																																																														
	特定予定建築物 の用途																																																																																																
	特定予定建築物 の敷地の位置																																																																																																
	対策工事の概要																																																																																																
	対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要																																																																																																
変 更 の 理 由																																																																																																	
特定開発行為変更許可申請書																																																																																																	
年 月 日																																																																																																	
愛媛県知事 様																																																																																																	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）																																																																																																	
申請者																																																																																																	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印																																																																																																	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	愛媛県指令 第 号																																																																																															
変 更 の 内 容	区分 内容	変更前	変更後																																																																																														
	特定予定建築物 の用途																																																																																																
	特定予定建築物 の敷地の位置																																																																																																
	対策工事の概要																																																																																																
	対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要																																																																																																
変 更 の 理 由																																																																																																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 434 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
みやもと眼科クリニック	宮 本 二 美	新居浜市坂井町三丁目 6番26号	平成20年 3月 1日
アップル薬局	株式会社サミット	新居浜市坂井町三丁目 6番28号	平成20年 3月 1日

○愛媛県告示第 435 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人たけだ内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地 7	たけだ内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地 7	平成20年 1月 1日
吉田興産有限会社	北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地 2	グループホームさくら	北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地 2	平成20年 2月 4日
有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたらう保内	八幡浜市保内町川之石 2 - 21 - 4	平成20年 1月31日
西条市	西条市明屋敷164	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	平成20年 2月 8日
別宮弘	大洲市平野町野田3191番地 5	ベック医院	大洲市平野町野田3320番地 1	平成20年 2月 1日
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	今治市新谷甲787番地 5	平成20年 2月 1日
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目 2 番 1 号	ユーミーケア八幡浜	八幡浜市大平 1 - 782 - 20	平成20年 3月 1日
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ベストケア・デイサービスセンターいずみ	新居浜市星原町12番46号	平成20年 3月 1日
株式会社かんなぎ	大洲市長浜甲731番地 1	デイサービス楽助	大洲市長浜甲731番地 1	平成20年 3月 1日
ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目11番33号	デイサービスしんまち	四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成20年 2月12日

○愛媛県告示第 436 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	有限会社タカハシ指定居宅介護支援事業所ももたらう保内	八幡浜市保内町川之石 2 - 21 - 4	平成20年 1月31日

○愛媛県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。
平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地1	テクノハート	今治市新谷甲787番地5	平成20年2月1日

○愛媛県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人ただだ内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地7	ただだ内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地7	平成20年1月1日
吉田興産有限会社	北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	グループホームさくら	北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	平成20年2月4日
有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	有限会社タカハシ訪問介護ステーションももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成20年1月31日
西条市	西条市明屋敷164	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	平成20年2月8日
別宮弘	大洲市平野町野田3191番地5	べっく医院	大洲市平野町野田3320番地1	平成20年2月1日
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地1	テクノハート	今治市新谷甲787番地5	平成20年2月1日
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア八幡浜	八幡浜市大平1-782-20	平成20年3月1日
ベストケア株式会社	松山市北条辻610番地15	ベストケア・デイサービスセンターいずみ	新居浜市星原町12番46号	平成20年3月1日
株式会社かんなぎ	大洲市長浜甲731番地1	デイサービス楽助	大洲市長浜甲731番地1	平成20年3月1日
ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目11番33号	デイサービスしんまち	四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成20年2月12日

○愛媛県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地1	テクノハート	今治市新谷甲787番地5	平成20年2月1日

○愛媛県告示第 440 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437番地 1	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町 2 - 3 - 21	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通 4 番 16 号	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケアにいほま	新居浜市宮西町 4 - 4	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア西条朔日市	西条市朔日市 78 - 7	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉457	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			

○愛媛県告示第 441 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町 2 - 3 - 21	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			
セントケア愛媛株式会社	（変更後） 松山市古川南二丁目 7 番 27 号	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通 4 番 16 号	平成19年11月 1 日
	（変更前） 東京都港区六本木六丁目10番 1 号			

○愛媛県告示第 442 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市古川南二丁目7番27号	セントケア愛南	南宇和郡愛南町御荘平城437番地1	平成19年11月1日
	(変更前) 東京都港区六本木六丁目10番1号			
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市古川南二丁目7番27号	セントケア宇和島	宇和島市佐伯町2-3-21	平成19年11月1日
	(変更前) 東京都港区六本木六丁目10番1号			
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市古川南二丁目7番27号	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	平成19年11月1日
	(変更前) 東京都港区六本木六丁目10番1号			
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市古川南二丁目7番27号	セントケアにいほま	新居浜市宮西町4-4	平成19年11月1日
	(変更前) 東京都港区六本木六丁目10番1号			
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市古川南二丁目7番27号	セントケア宇和町	西予市宇和町下松葉457	平成19年11月1日
	(変更前) 東京都港区六本木六丁目10番1号			

○愛媛県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	(変更後) オレンジケアステーション	新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
		(変更前) デイサービスみどり		

○愛媛県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	(変更後) オレンジケアステーション	新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
		(変更前) デイサービスみどり		

○愛媛県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	オレンジケアステーション	（変更後） 新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
			（変更前） 四国中央市土居町上野2162 - 1	

○愛媛県告示第 446 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	オレンジケアステーション	（変更後） 新居浜市篠場町10番23号	平成19年12月1日
			（変更前） 四国中央市土居町上野2162 - 1	

○愛媛県告示第 447 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
武 田 政 寛	伊予郡松前町大字筒井947番地 7	ただだ内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地 7	平成19年12月31日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年10月31日
医療法人隆典会	今治市別名274番地	訪問看護ステーションシルビウス	今治市別名261番地	平成19年12月31日

○愛媛県告示第 448 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年10月31日

○愛媛県告示第 449 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
武田政寛	伊予郡松前町大字筒井947番地7	ただ内内科クリニック	伊予郡松前町大字筒井947番地7	平成19年12月31日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年10月31日
医療法人隆典会	今治市別名274番地	訪問看護ステーションシルビウス	今治市別名261番地	平成19年12月31日

○愛媛県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年10月31日

○愛媛県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106824	株式会社ユニケア	愛媛県松山市馬木町524番1	短期入所生活介護	ショートステイアトラス高木	愛媛県松山市馬木町35番地	平成20年 2月 1日
3870201625	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	通所介護	デイサービスセンターオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 2月 1日
3870201641	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 2月 1日
3873900793	有限会社ケアプラザヨシコー	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	通所介護	通所介護事業所あおぞら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 2月 1日
3873900801	有限会社ケアプラザヨシコー	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームあおぞら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201633	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所オーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	平成20年 2月 1日
3870106832	特定非営利活動法人グループホームしいのみ	愛媛県松山市緑町一丁目7番地15	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所一歩	愛媛県松山市山越二丁目11番35号	平成20年 2月18日

○愛媛県告示第 453 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106824	株式会社ユニケア	愛媛県松山市馬木町524番1	介護予防短期入所生活介護	ショートステイアトラス高木	愛媛県松山市馬木町35番地	平成20年 2月 1日
3870201625	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンターオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 2月 1日
3870201641	医療法人大西クリニック	愛媛県今治市大西町紺原甲827番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 2月 1日
3873900793	有限会社ケアプラザヨシコー	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	介護予防通所介護	通所介護事業所あおぞら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 2月 1日
3873900801	有限会社ケアプラザヨシコー	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームあおぞら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字興野々1251番地	平成20年 2月 1日

○愛媛県告示第 454 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3860390206	社団法人宇和島医師会	愛媛県宇和島市桜町1-50	訪問看護	宇和島医師会訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市御殿町4番19号	愛媛県宇和島市桜町1番50号	平成19年12月28日
3870300948	社団法人宇和島医師会	愛媛県宇和島市桜町1-50	通所介護	療養通所介護さくらまち	愛媛県宇和島市広小路2番40号	愛媛県宇和島市桜町1番50号	平成19年12月28日
3870104571	有限会社バル・サポート	愛媛県松山市越智三丁目3番29号アイリス大英越智1階A号	訪問介護	バル・サポートヘルパーステーション	愛媛県松山市越智町285番地3アイリス大英越智1階A号	愛媛県松山市越智三丁目3番29号アイリス大英越智1階A号	平成20年1月28日
3870104407	石原トータルケアサポート株式会社	愛媛県松山市針田町112番地3	訪問介護	ゆうのそよ風	愛媛県松山市北斎院町636番地2テラコッタ斎院201号	愛媛県松山市雄郡二丁目9-21第2石原ビル111号	平成20年2月1日

○愛媛県告示第 455 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870201658	医療法人慈風会	愛媛県今治市松本町1丁目5番地9	居宅介護支援	白石病院	居宅介護支援事業所シーガル	愛媛県今治市松本町1-5-9	平成20年2月18日

○愛媛県告示第 456 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又 は 住 所	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所			届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870104589	有限会社パル・サポート	愛媛県松山市越智三丁目 3番29号アイリス大英越 智1階A号	居宅介護 支援	パル・サポートケア ランセンター	愛媛県松山市越智町 285番地3 アイリス 大英越智1階A号	愛媛県松山市越智三 丁目3番29号アイリ ス大英越智1階A号	平成20年 1月28日

○愛媛県告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の開設 者名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又 は 住 所	サービス の種類	指定介護予防サー ビス事業所			届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3860390206	社団法人宇和島医師会	愛媛県宇和島市桜町1 - 50	介護予防 訪問看護	宇和島医師会訪問看護 ステーション	愛媛県宇和島市御殿 町4番19号	愛媛県宇和島市桜町 1番50号	平成19年 12月28日
3870104571	有限会社パル・サポート	愛媛県松山市越智三丁目 3番29号アイリス大英越 智1階A号	介護予防 訪問介護	パル・サポートヘルパ ーステーション	愛媛県松山市越智町 285番地3 アイリス 大英越智1階A号	愛媛県松山市越智三 丁目3番29号アイリ ス大英越智1階A号	平成20年 1月28日
3870104407	石原トータルケアサポ ート株式会社	愛媛県松山市針田町112 番地3	介護予防 訪問介護	ゆうのそよ風	愛媛県松山市北斎院 町636番地2 テラコ ッタ斎院201号	愛媛県松山市雄郡二 丁目9 - 21第2石原 ビル111号	平成20年 2月1日

○愛媛県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の開設 者名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又 は 住 所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サー ビス事業所		届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3860590805	社会福祉法人三恵会	愛媛県新居浜市西の土居 町2 - 8 - 12	訪問看護	訪問看護ステーションき ぼうの苑	愛媛県新居浜市西の土居 町2 - 8 - 12	平成19年12月31日
3860490444	医療法人青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1 - 1046 - 1	訪問看護	チヨダ訪問看護ステー ション	愛媛県八幡浜市新川1455 - 22	平成20年 1月31日
3870100959	社会福祉法人道真会	愛媛県松山市富久町412 - 1	訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所 幸富久荘	愛媛県松山市富久町412 - 1	平成20年 1月31日
3870201583	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原 甲828番地1	通所介護	デイサービスセンターオ リーフ	愛媛県今治市大西町紺原 甲828番地1	平成20年 1月31日
3870201609	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原 甲828番地1	特定施設入居者生 活介護	有料老人ホームオー リーフ	愛媛県今治市大西町紺原 甲828番地1	平成20年 1月31日
3870400177	医療法人青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1 - 1046 - 1	訪問介護	チヨダホームヘルプサ ービス	愛媛県八幡浜市新川1455 - 22	平成20年 1月31日
3870103599	モリヤマ商機株式会社	愛媛県松山市古川北一丁 目22番27号	福祉用具貸与	モリヤマ商機株式会社介 護・環境・健康事業部	愛媛県松山市古川北一丁 目22番27号	平成20年 2月1日

○愛媛県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設 者名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又 は 住 所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支 援事業所		届 出 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3870100306	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2 - 4 - 17	居宅介護支援	在宅介護支援センター和 泉指定居宅介護支援事 業所	愛媛県松山市和泉北1 - 20 - 28	平成20年 1月31日

3870100314	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山2-4-17	居宅介護支援	在宅介護支援センターれんげ荘指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市東石井一丁目11番30号	平成20年 1月31日
3870201591	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所オーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 1月31日

○愛媛県告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870201583	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンターオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 1月31日
3870201609	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成20年 1月31日

○愛媛県告示第461号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	駐車場の位置及び収容台数	1,917台	1,872台	平成20年 3月24日	平成20年 3月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	ないかいパーキング 午前7時から午後10時	豊島モータープール 午前9時30分から午後8時		
		駐車場の自動車の出入口の位置	ないかいパーキング 1箇所	豊島モータープール 1箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに東温市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成20年 3月25日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン重信・ダイキ E X 重信	東温市野田三丁目1番13号外	駐車場の位置	13箇所	12箇所	平成20年3月1日	平成20年2月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場1～5 午前8時から午後10時15分 駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時 駐車場10 午前7時45分から午後8時15分	駐車場1～5 午前8時から午後10時15分 駐車場6～9、11～12 午前8時から午後10時 駐車場10 午前7時45分から午後8時15分		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	24箇所	23箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工家政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市水泥町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成20年3月12日認可した。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第464号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・黒谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・黒谷地区）計画書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年3月26日から4月22日まで

3 縦覧場所

今治市役所波方支所

○愛媛県告示第465号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・水荷浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法

第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・水荷浦地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年3月26日から4月22日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所本庁

○愛媛県告示第466号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（農地保全事業・水荷浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（農地保全事業・水荷浦地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年3月26日から4月22日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所本庁

○愛媛県告示第 467 号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年 7月愛媛県告示第 607 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。
改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領第 7 条第 2 項の規定は、同日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、同日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（業者の選定及び発注区分）			（業者の選定及び発注区分）		
第 7 条 省略			第 7 条 省略		
2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工事（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。）に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合であつて必要があるときは、当該等級の直近上位の工事に選定することができる。この場合において、直近上位に入る者の数は、当該工事の指名業者数の 2 分の 1（その数に計算上の端数を生じた場合は、切り捨てる。）をこえることができないものとする。			2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工事（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。）に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合であつて必要があるときは、当該等級の直近上位の工事に選定することができる。この場合において、直近上位に入る者の数は、当該工事の指名業者数の 2 分の 1（その数に計算上の端数を生じた場合は、切り捨てる。）をこえることができないものとする。		
工事種類別	等級	発注対象工事 1 件ごとの設計工費	工事種類別	等級	発注対象工事 1 件ごとの設計工費
省略			省略		
			舗装	A	全工事
				B	4,500万円未満
				C	1,500万円未満
				D	800万円未満
その他	A	全工事	その他	A	全工事
	B	4,500万円未満		B	3,000万円未満
	C	1,500万円未満		C	1,500万円未満
	D	800万円未満		D	500万円未満

○愛媛県告示第 468 号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成 6 年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定建設工事共同企業体の対象工事）	（特定建設工事共同企業体の対象工事）
第 3 条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる県工事は、トンネル工事（知事が定める小規模で技術的難度の低い工事を除く。以下この項において同じ。）及び 1 件の設計金額が、おおむね、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の県工事であつて当該トンネル工事及び県工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められるもの並びに県外の建設業者から県内の建設業者への建設技術の移転のため県外の建設業者と県内の建設業者との共同施工が必要と認められる県工事その他共同施工が必要と認められる県工事とする。	第 3 条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる県工事は、トンネル工事（知事が定める小規模で技術的難度の低い工事を除く。以下この項において同じ。）及び 1 件の設計金額が、おおむね、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の県工事であつて当該トンネル工事及び県工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められるもの並びに県外の建設業者から県内の建設業者への建設技術の移転のため県外の建設業者と県内の建設業者との共同施工が必要と認められる県工事その他共同施工が必要と認められる県工事とする。

(1)・(2) 省略
(3) 建築本体 5億円
(4)・(5) 省略
2 省略

(1)・(2) 省略
(3) 建築本体 20億円
(4)・(5) 省略
2 省略

○愛媛県告示第469号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川重信川水系石手川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第470号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
壬生川	5	2
	3	1

(2) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	延長（メートル）	用途
壬生川	専用	5	175	一般船用

物揚場

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	延長（メートル）	用途
壬生川	専用	3	30	一般船用

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第471号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加戸守行

西之坊

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	金田町半田	栴檀ノ木 中谷	乙301番	1号
			丁218番	2号
			丁218番	3号
			乙311番	4号
			乙311番	5号
			乙302番2	6号
			丁198番1	7号
			丁194番1	8号
			丁194番1	9号
			丁194番1	10号
		岸ノ上	乙399番1	11号
		西ノ内	乙334番1	12号

別名

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
今治市	別名	寺谷	807番1地先	1号	
			929番1	2号	
			台ノ山	810番	3号
		寺谷	930番	4号	
		成ルノ谷	932番地先	5号	
			792番1	6号	
			792番1	7号	
			791番	8号	
		成ノ谷	974番2地先	9号	
			974番2	10号	
			974番2	11号	
		常高寺	974番2	12号	
			739番1地先	13号	
			729番1地先	14号	
			天神脇	982番	15号
				982番	16号
				726番	17号
		726番	18号		
		984番	19号		

		984番	20号
		985番	21号
		985番	22号
		720番 1	23号
	常高寺口	727番地先	24号
	常高寺下	741番 1 地先	25号
	成ルノ谷口	744番 1	26号
	成ルノ谷	794番 1	27号
	台ノ下	802番 1	28号
	寺谷	807番 1 地先	29号

黒町

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
今治市	伯方町北浦	深山	甲1892番	1号
			乙660番	2号
			乙663番 2	3号
			乙1040番	4号
			乙1040番	5号
			甲1999番	6号
			甲2002番 1	7号
		黒町	甲1533番 1	8号
			甲1535番	9号
			甲1548番	10号
			甲1549番 1	11号
			甲1549番 2	12号
			甲1580番	13号
			深山	甲1887番

中ノ村

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
久万高原町	菅生	1 番耕地 486番	1号
		1 番耕地 481番	2号
		3 番耕地 259番 1	3号
		1 番耕地 481番	4号
		1 番耕地 495番 2	5号
		3 番耕地 247番 1	6号
		3 番耕地 246番 1	7号
		3 番耕地 246番 1	8号
		3 番耕地 241番 1	9号
		3 番耕地 241番 1	10号
		1 番耕地 505番 1	11号
		1 番耕地 501番	12号

大屋敷

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱 1号を農道久下大屋敷線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	肱川町大谷	3558番	1号
		3558番	2号
		3514番	3号
		3520番 1	4号
		3523番	5号
		3501番	6号
		3501番	7号
		3663番	8号
		3663番	9号
		3661番	10号
		3655番	11号
		3622番	12号
		3622番	13号
		3581番	14号
		3558番	15号

鯨

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱 1号を J R 予讃線東側民地境界線で囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	五反田	1 番耕地989番 1	1号
		3 番耕地 5 番	2号
		3 番耕地 9 番	3号
		3 番耕地16番	4号
		3 番耕地17番	5号
		1 番耕地1061番	6号
		1 番耕地1063番	7号
		1 番耕地1049番	8号
		1 番耕地1008番	9号
		1 番耕地989番 1	10号

福岡 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱 1号を 2 級市道福岡線西側官民境界線で結んだ線で囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	日土町	5 番耕地2482番	1号
		5 番耕地2482番	2号
		5 番耕地2479番 1	3号
		5 番耕地2470番	4号
		5 番耕地2425番 1	5号
		5 番耕地2401番 2	6号
		5 番耕地2405番 2	7号
		5 番耕地2406番 2	8号
		5 番耕地2415番 2	9号
		5 番耕地2465番 3	10号

西上 C

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 4号までを順次

結んだ線、標柱4号と標柱5号を町道宇和海線東側官民境界線で結んだ線、標柱5号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を町道宇和海線東側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱		
伊方町	塩成	振	乙426番 1	1号		
			354番 1	2号		
			354番 1	3号		
			乙418番 1	4号		
			348番 2	5号		
			346番	6号		
			326番	7号		
			324番	8号		
			振ノ奥	乙416番 2	9号	
				2041番 8	10号	
				乙413番 3	11号	
				2042番 1	12号	
				2042番 1	13号	
		振	299番 1	14号		
			299番 1	15号		
			299番 3	16号		
			302番	17号		
			331番	18号		
					328番	19号
					341番	20号
					340番	21号
					343番 1	22号
					乙425番 4	23号

与 侈

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号を順次結んだ線、標柱7号から標柱9号を与侈川北側官民境界線で結んだ線、標柱9号と標柱10号を里道東側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱13号を順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域た区域

市 町		地 番	標 柱
伊方町	与侈	1576番	1号
		1797番	2号
		1793番	3号
		1801番 1	4号
		1606番	5号
		1617番	6号
		1605番	7号
		1586番	8号
		1310番	9号
		1509番	10号
		1513番	11号
		1529番	12号
		1529番	13号

奥 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を二級河川九町新川南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
伊方町	九町	タユタ	5番耕地560番 1	1号
			5番耕地554番 1	2号
			5番耕地609番 1	3号
			5番耕地590番	4号
			5番耕地591番 2	5号
			5番耕地596番 1	6号
			5番耕地635番	7号

町 組

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を町道下大野本線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
鬼北町	下大野	1895番 1	1号
		1871番 2	2号
		1871番 2	3号
		1934番 1	4号
		1934番 1	5号
		1934番 1	6号
		1880番	7号
		1934番 1	8号
		1934番 1	9号
		1934番 1	10号
		1934番 1	11号
		1934番 1	12号
		1934番 2	13号

合 田 (追 加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱21号、標柱20号及び標柱19号を結んだ線、標柱19号から標柱36号までを順次結んだ線、標柱36号と標柱37号を(国)378号南側官民境界線で結んだ線及び標柱37号から標柱48号までを順次結んだ線並びに標柱48号と標柱19号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	合田	1870番	19号
		1326番	20号
		1324番 3	21号
		1869番	29号
		1836番	30号
		1848番	31号
		1851番	32号
		1879番 2	33号
		1920番	34号
		1925番 2	35号
		1923番	36号
		1925番 1	37号

1856番	38号
1859番	39号
1851番	40号
1969番 ,1974番 ,1975番 ,1977番	41号
1971番	42号
1797番	43号
1795番	44号
1801番	45号
1775番 1	46号
1775番 1	47号
1770番 1	48号

1号と次に掲げる地番の土地に在する標柱6号から標柱13号までを順次結んだ線、及び標柱13号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	吉田町法花津	深田	7番耕地319番	6号
			7番耕地365番 1	7号
			7番耕地421番 7	8号
			6番耕地294番 1	9号
		坪ノ内 古輪 今城 古輪	6番耕地211番	10号
			6番耕地290番	11号
			6番耕地283番	12号
			6番耕地276番	13号

浜（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成7年10月22日愛媛県公示第1323号）浜地区の項で指定した標柱2号、標柱1号を結んだ線、標柱

○愛媛県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	西条市丹原町寺尾甲352番3から 同町志川甲2番3地先まで	平成20年3月25日

○愛媛県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	飯岡玉津線	西条市下島山字西森戸甲575番3から 同字甲572番7まで	旧	メートル 5.0～7.0	キロメートル 0.028	
			新	5.0～8.7	0.028	

○愛媛県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	飯岡玉津線	西条市下島山字西森戸甲575番3から 同字甲572番7まで	平成20年3月25日

○愛媛県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上二丁目631番地先	旧	メートル 4.0～4.4	キロメートル 0.004	
			新	5.3～8.0	0.004	

○愛媛県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上二丁目627番2から 同市田の上二丁目631番地先まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市具定町字分木乙54番8地先から 同市中之庄町字長谷乙5番4地先まで 及 び 四国中央市具定町字分木乙54番8から 同市中之庄町字長谷乙5番3まで	旧	メートル 5.3～29.9	キロメートル 0.293	
			新	5.3～29.9 17.5～30.4	0.293 0.183	

○愛媛県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市具定町字日之尾山乙64番22から 同町字分木乙54番8まで	平成20年 3月25日 14:00
”	”	四国中央市具定町字分木乙54番8から 同市中之庄町字大谷乙29番3地先まで	”

○愛媛県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村892番5地先から 同町中村892番5まで	旧	メートル 15.2~22.7	キロメートル 0.047	
			新	18.3~28.8	0.047	

○愛媛県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村892番5地先から 同町中村892番5まで	平成20年3月25日

○愛媛県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮114番2から 同町新宮116番まで	旧	メートル 9.2~20.6	キロメートル 0.102	
			新	13.8~25.0	0.099	

○愛媛県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮114番2から 同町新宮116番まで	平成20年3月25日

○愛媛県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市祝谷町一丁目409番12から 同市祝谷町一丁目409番10まで	平成20年3月27日

"	"	松山市祝谷町一丁目459番25から 同市道後鷺谷町419番2まで	"
"	"	松山市道後鷺谷町429番4から 同町425番3まで	"
"	"	松山市道後湯月町1659番7から 同町1657番3まで	"

○愛媛県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登1005番3から 同町万年469番まで	旧	メートル 45～49.5	キロメートル 2.022	
			新	45～49.5 96～86.1	2.022 1.840	

○愛媛県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登1005番3から 同町万年469番まで	平成20年3月26日 13:00

○愛媛県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年495番から 同町万年480番まで	メートル 8.9～21.5	キロメートル 0.120	

○愛媛県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年495番から 同町万年480番まで	平成20年 3月26日 13:00

○愛媛県告示第 488 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1368番 7 から 同町東川1106番地先まで	旧	メートル 5.0~37.8 11.0~67.7	キロメートル 0.811 0.731	
			新	11.0~67.7	0.731	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川1106番地先から 同町東川1095番 1 地先まで	旧	13.8~37.7 12.0~28.9	0.155 0.140	
			新	12.0~28.9	0.140	
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町東川1368番 7 から 同町東川1106番地先まで	旧	5.0~37.8 11.0~67.7	0.811 0.731	
			新	11.0~67.7	0.731	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川1106番地先から 同町東川1095番 1 地先まで	旧	13.8~37.7 12.0~28.9	0.155 0.140	
			新	12.0~28.9	0.140	

○愛媛県告示第 489 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1314番 6 から 同町洪草1307番まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第 490 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13352番 2 から 同字13348番 5 まで	平成20年 3月26日

○愛媛県告示第 491 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙224番18から 同町上畑野川乙223番12まで	旧	メートル 44～158	キロメートル 0.093	
			新	10.8～39.4	0.065	

○愛媛県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙380番9から 同町上畑野川乙207番3地先まで	平成20年 3月25日
"	"	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙207番3地先から 同町上畑野川乙224番18まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙224番18から 同町上畑野川乙223番12まで	"

○愛媛県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4544番3	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6946番2地先から 同字6931番地先まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘2305番 1 から 同市向灘2308番 4 まで	平成20年 3月28日

○愛媛県告示第 496 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内 2 番耕地12番 1 地先から 同市川之内 2 番耕地15番12まで	旧	メートル 7.5～16.0	キロメートル 0.083	
			新	9.1～17.5	0.083	

○愛媛県告示第 497 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内 2 番耕地12番 1 地先から 同市川之内 2 番耕地15番12まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第 498 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	信里伊予平野停車場線	大洲市北裏294番地先から 同市平野町野田乙1132番 2 地先まで	旧	メートル 1.0～10.0 6.5～28.0	キロメートル 1.792 1.318	
			新	1.0～10.0 2.2～44.5	1.792 2.471	

○愛媛県告示第 499 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石1135番2から 同町明石1008番まで	旧	メートル 54~11.7	キロメートル 0.092	
			新	72~13.0	0.092	

○愛媛県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石1135番2から 同町明石1008番まで	平成20年 3月31日

○愛媛県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3696番2から 同町惣川3690番1まで	旧	メートル 47.2~85.7	キロメートル 0.081	
			新	51.6~93.5	0.079	

○愛媛県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3696番2から 同町惣川3690番1まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	狭間上松葉線	西予市宇和町郷内1883番3から 同町郷内1848番2まで	旧	メートル 3.9~5.1	キロメートル 0.055	
			新	3.9~7.4	0.055	

○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	狭間上松葉線	西予市宇和町郷内1883番3から 同町郷内1848番2まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原33番2から 同町大野ヶ原48番2まで	旧	メートル 35~21.0	キロメートル 0.635	
			新	85~41.0	0.608	

○愛媛県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原42番2から 同町大野ヶ原48番2まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町吉野川12152番4から 同町大瀬東2584番まで	平成20年 3月30日

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字清延892番4地先から 同大字935番地先まで	旧	メートル 7.5～14.0	キロメートル 0.106	
			新	10.0～17.0 3.2～3.2	0.106 0.061	

○愛媛県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字清延892番4地先から 同大字935番地先まで	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 伊予市市場字打田甲788番、甲804番4及び甲804番4地先農道
- 申請人の住所氏名
伊予市市場767番地
清家 只芳
 - 図面省略

○愛媛県告示第511号

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(15) 省略 (16) 農林水産研究所林業研究センター施設使用料 (17)～(20) 省略 (21) 産業技術研究所紙産業技術センター施設使用料 (22)・(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの _____ 2 省略	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(15) 省略 (16) 林業技術センター施設使用料 (17)～(20) 省略 (21) 紙産業研究センター施設使用料 (22)・(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの（建設研究所に係るものを除く。） 2 省略

○愛媛県告示第512号

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成20年6月1日から施行する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(22) 省略 (23) えひめ青少年ふれあいセンター使用料 (24) 省略 (25) 省略 2 省略	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(22) 省略 (23) 省略 (24) 省略 2 省略

監 査 公 表

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 3月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 白石 友 一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日																	
中央 児 童 相 談 所	平成19年 4月19日																	
(監査の結果) 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">収入未済額（円）</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>現 年 分</th> <th>滞納繰越分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>7,798,370</td> <td>54,108,730</td> <td>61,907,100</td> <td rowspan="2">平成18年12月31日現在（対前年同月比）</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>16,943,590</td> <td>54,858,440</td> <td>71,802,030</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	収入未済額（円）			備 考	現 年 分	滞納繰越分	計	18年度	7,798,370	54,108,730	61,907,100	平成18年12月31日現在（対前年同月比）	17年度	16,943,590	54,858,440	71,802,030	
区 分		収入未済額（円）				備 考												
	現 年 分	滞納繰越分	計															
18年度	7,798,370	54,108,730	61,907,100	平成18年12月31日現在（対前年同月比）														
17年度	16,943,590	54,858,440	71,802,030															

差引増減	9,145,220	749,710	9,894,930	
------	-----------	---------	-----------	--

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成18年12月31日現在	平成19年度への繰越額（平成18年度末現在）	平成19年12月31日現在
平成18年度分	7,798,370	9,183,973	8,427,733
滞納繰越分	54,108,730	44,432,770	43,424,790
計 ①	61,907,100	53,616,743	51,852,523
平成19年度分②	-	-	5,103,810
合計（①+②）	61,907,100	53,616,743	56,956,333

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 3月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 白石 友 一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	公 営 企 業 管 理 局 (今 治 病 院 、 新 居 浜 病 院)
監 査 の 結 果 今治病院 物品管理運営業務委託（新居浜病院共通） 委託業務の執行状況の検証について 業務内容を監査人が業者に直接検討した結果、次のような課題があった。 棚卸に病院側で立会い、棚卸が適正になされていることを検証すべきである。 棚卸の結果、差異がある場合、これを通常の入出庫扱いし、特に原因追及をしているわけではない。棚卸のときの差異は「棚卸差異」としてきちんと把握し、原因究明する必要がある。 事故（物損）等による在庫の減は放射線科以外についてはこれを事故処理せず、通常消費としているが、これは事故報告等でその原因を明示し	措 置 の 内 容 19年9月末棚卸に際しては、病院職員が立会い、棚卸を適正に実施した。 「棚卸差異」として把握し、原因を調査した結果、消費ラベルの貼り忘れ等によるものであることが判明したので、医事課職員による随時の現場確認等の再発防止策を講じることとした。 通常消費でなく、事故報告等で原因を明示し、減額することとした。

て減額する必要がある。

長期停滞在庫について、各々の部署ごとの在庫の品目別回転率（稼働率）は業者から各部署に直接報告はされているが、個々の在庫ごとの長期停滞在庫の報告はしていない。各部署でアクションを起こすために必要なデータは個々のデータであり、これを病院のSPD管理部門を経て各部署に報告してもらい各部署でその処理等の判断をしてもらわなくてはならない。

そして病院のSPD管理部門は各部署の対応状況をフォローして適切に指導しなければならない。

検証とは、「一定の書式に従った文章を作成させ、これに押印する」のではなく、業務の実態を把握し、必要に応じて棚卸に立ちあい、問題点・課題を理解、確認してそのフォローの状況を押し進めることである。そのために現場に入って、ある意味では業者以上にその実態を理解把握することが望まれる。（日々業務を行うのは業者であるから日々の業務は業者の方が当然詳しいかもしれないが、業務をやっている本人でない横からの観点での実態把握であることが重要である。）

現在の状況では検証ができていないと結論づけざるをえない。業務委託の検証が真にできるためには「その業務の内容を熟知し、現場を理解しておかなくてはならない。」是非とも、業務内容を勉強、理解し、実質的な検証が必要である。

業者から個々の在庫データを徴収し、各部署で処理の判断をすることとした。また、SPD管理部門は各部署の対応状況を適時確認することとした。

なお、物品管理業務の実態把握及び問題点を整理するため、物品管理業務を委託している中央・今治・新居浜病院の調達担当者を集め、3回にわたり、業務の進め方について検討するとともに、現委託業者及び物品管理業務に詳しい専門家の意見を聴取するなどして業務内容の知識を深めた。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

平成19年 4月 8日執行の愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成20年 3月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年 4月 8日執行
愛媛県議会議員選挙（今治市・越智郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
6,009,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大 沢 五 夫	所属党派	無 所 属	期 間 平成19年 3月27日から 平成20年 2月25日まで	第 2 回 分
出納責任者氏名	栗 林 省 吾				

収 入

支 出

印刷費	1,252,000円
広告費	525,000
休泊費	49,875

今 回 計	0円	今 回 計	1,826,875
前 回 計	3,700,000	前 回 計	1,492,801
総 計	3,700,000	総 計	3,319,676

報告書受理年月日	平成 20 年 2 月 29 日	第 2 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成20年 3月14日に次のとおり指示した。

平成20年 3月25日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 那須 熊市

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス

ス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認め
た場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持
ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に
供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に
掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。
ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場
合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するもので
ないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと
水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認された
コイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはなら
ない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しな
い。

2 指示の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで